

【各補助対象項目の対象要件と必要書類】

NO. 6 エコカー（電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古車、自作車又はリース車ではないもの ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車で、次に掲げるもの ア 電気自動車 イ プラグインハイブリット自動車 ウ 燃料電池自動車 エ クリーンディーゼル車
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①車両本体購入費 ②その他附属機器費（充電ケーブル） ③設置工事費（充電用コンセント設置工事）
必要書類 (申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ①篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ②事業計画書 ③見積書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④充電コンセントに係る設置箇所の施工前写真 ⑤案内図（住宅地図等） ⑥法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ⑦当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ⑧建物所有者同意書（書式3）※申請者以外の所有者がいる場合に限る。
必要書類 (実績報告時)	<ul style="list-style-type: none"> ①篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金実績報告書（事業者用）（様式第12号） ②領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ③車検証の写し ④充電コンセントに係る設置箇所の施工写真（施工中及び施工後）
必要書類 (請求時)	<p>篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金交付請求書（事業者用）（様式第15号）</p>

備考

- ・「エコカー」とは、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る電気自動車、家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできるプラグインハイブリット自動車、燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使ってモーターを回転させて走る燃料電池自動車及び国が定める基準に適合する、粒子状物質や窒素酸化物の排出量が少ないクリーンディーゼル車のことをいう。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。